

補論① ロシアのWTO加盟交渉における関税同盟の扱い

1. 関税同盟・自由貿易地域に関するWTO（GATT）の規定

WTO協定のうち、関税同盟（CU）や自由貿易地域（FTA）に関して規定している条項は、具体的には、GATT第24条、WTO協定の付属書1-(1)-A-「1994年のGATT第24条の解釈に関する了解」、GATS(付属書1-(2))第5条である。そして、これらの条項の主旨を大まかにまとめると次のようになる。

- ① CUやFTAの設立によって、第三国に対する貿易障壁が、それらの設立前と比べて高くなったり、制限的になったりしてはいけない。
- ② 実施のスケジュールを明確にしなければならない。より具体的には、CUやFTAの設立に関する協定は、それらの設立を「妥当な期間内（10年間で目安）」に行うための計画・スケジュールを含まなければならない。そして、締約国団は、同期間内にCUまたはFTAを設立することが困難か、或いはその期間が妥当ではないと認めた時は、その旨を当事国に勧告し、当事国は同勧告に従って協定を修正する用意がない時は、協定を維持・実行してはならない。
- ③ 個別の産品・部門（または特定のCU及びFTA参加国）の保護を企図したものであってはならない。すなわち、CUやFTAの設立協定は、実質的に構成国間のすべての貿易および対外的な関税をカバーしなければならない。

2. ロシアを中心とする関税同盟に関する懸念材料

上記CUやFTAに関するWTO協定と照らし合わせた場合、現在ロシアを中心に形成されている関税同盟には、以下2つの懸念材料がある。

（1）CUの性格に関する懸念

第一の懸念材料は、現在、ロシアを中心に形成されている関税同盟が、WTO協定の主旨（上記①～③）を満たしていない可能性があることである。具体的には、ロシアを中心とする関税同盟では、構成国間の貿易自由化や対外的な関税の統一化において多くの例外が存在している模様であり、これは上記③の要件に抵触する可能性がある。また、CU形成の動きが遅く、また、関税同盟設立に関する協定中に明確な計画・スケジュールが盛り込まれていない可能性もあり、上記②への抵触が懸念される。

（2）クルグズスタンのWTO加盟によって生じた懸念

現在、関税同盟5ヶ国の中ではクルグズスタンのみがWTOに加盟し、他の4ヶ国は個別にWTO加盟交渉を進めている。また、クルグズスタンがWTOに約束

した市場アクセスは、他の4ヶ国が現在WTOに提示しているオファーよりも総じて障壁が低いものとみられている。こうした状況下では、次のような懸念を指摘することができる。

まず、今後、関税同盟5ヶ国がCUの完成を目指す場合、①4ヶ国が現在WTOに提示している障壁をクルグズスタンに合わせてより低くするか、②クルグズスタンがWTOとの約束を破って障壁を引き上げるしかない。そして、少なくとも②は事実上不可能であると考えられる。

さらに、5か国相互の貿易障壁が完全に撤廃され、且つこれら5か国の対外障壁の統一化が遅れた場合、第三国には、クルグズスタンの低い輸入障壁を利用して、同国経由で他の4か国向け輸出を行うインセンティブが働くことが予想される。